

令和 7 年度  
座間味村防犯カメラ更新事業  
に係る入札説明書

座間味村役場

## 1. 競争入札に付する事項

令和7年度 座間味村防犯カメラ更新事業

### (1) 契約方法

一般競争入札とする。

### (2) 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）

### (3) 購入物品

別紙仕様書のとおり

### (4) 納入場所

座間味村内

### (5) 入札金額

①入札金額は、搬入及び設置等に係る一切の費用を含めた金額とする。

②入札者は、消費税に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

### (7) 入札執行の日時及び場所

①場所 座間味コミュニティセンター

②日時 令和7年10月21日（火）午後1時00分

## 2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び第2項の規定により入札参加の制限を受けていない者。

（記入例：該当しない）

(2) 国及び地方公共団体からの指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 沖縄県内に本店、支店、営業所のいずれかを有していること。

(4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（記入例：該当しない）

(5) 民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（記入例：該当しない）

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（記入例：本案件の入札参加について、他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係はない。）

(7) 次の各号に該当しない者

（ア）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

（イ）暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。

(ウ) 法人でその役員のうち暴力団体等反社会勢力に属する者がいる。

(エ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国内、沖縄県内等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

### 3. 入札保証金に関する事項

(1) 免除（但し、落札者が契約を履行しない場合は損害賠償として入札金額の百分の十を村に納付しなければならない。）

### 4. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。

なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む。）までとする。

### 5. 入札執行人及び立会人

座間味村役場 総務課職員

### 6. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名 称：沖縄県座間味村役場総務課

所在地：沖縄県座間味村字座間味 109 番地

### 7. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 8. その他

#### (1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

①入札参加資格のない者のした入札

②同一人が同一事項についてした2通以上の入札

③2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

④入札書の表記金額を訂正した入札

⑤入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

⑥入札条件に違反した入札

⑦連合又はその他不正の行為があった入札

#### (2) 契約保証金

免除（但し、契約を履行しない場合は損害賠償として入札金額の百分の十を村に納付しなければならない。）

(3) 作業内容等について

- ①整備に際し、設置・搬入費用、またそれに係る費用等も含めて入札すること。
- ②納期内に納入を行うこと。

(4) 質問について

- ①質問は文書をもって行い、質問書（様式3）を提出すること。

- ②提出期限：令和7年10月15日（水）午後1時まで

メール：bousai@vill.zamami.lg.jp

FAX：098-987-2311